

## 監督署の窓

### 一人の道



2020年、東京で再びオリンピックが開催される。1964年に、初めてアジアで、日本で、東京オリンピックが開催された。戦後の復興から高度成長期に入ったときで、日本人選手の活躍に、日本中が盛り上がった。

2020年、東京で再びオリンピックが開催された。東京オリンピックから八年後の1972年に、同志社女子大学在学中の女性フォーカデュオ「ピンクピクルス」が円谷を歌つた「一人の道」がヒットした。

「一人の道」のプロローグは、円谷が国立競技場に入ってきたときの中継⋮⋮⋮、7万5千あまりの観衆がわあーっと歓声を上げました。円谷の姿がまもなく見えます。今見えました。すぐ10メートル後方にヒートリー。10メートル後方にヒートリー。円谷あと350メートル。がんばれ円谷。あと10メートルの差をもちまして、オリンピックを締め括

るマラソンでは、アベベが予想通りの強い走りで、大会二連覇を果たした。アベベの走り以上に、二位争いに日本人選手が絡み、大変な盛り上がりとなつた。前評判の高かつた君原健二は序盤で失速したが、注目度の低かつた円谷幸吉が、ゴールの国立競技場に二位で入ってきた。

東京オリンピックから八年後の1972年に、同志社女子大学在学中の女性フォーカデュオ「ピンクピクルス」が円谷を歌つた「一人の道」がヒットした。

残念ながら円谷は、国立競技場でヒートリーに抜かれ三位となつた。円谷とヒートリーのデッドヒートは、国民に強い印象を残し、表彰台に上り銅メダルに輝いた無名の円谷を称え、次期メキシコオリンピックへの期待は高まつた。高まる期待は、当然、金メダル。

円谷も金メダルを目指し努力するが、周りの環境は必ずしも円谷の望むものではなく、円谷は腰痛を悪化させ、椎間板ヘルニアを発症し手術を受けた。症状は回復したものの、かつての走りはできなかつた。

川端康成は『円谷幸吉選手の遺書』を発表し「繰り返される『おいしゅうございました』といふ、ありきたりの言葉が、じつに純ないのちを生きてゐる。そして、遺書全文の韻律をなしてゐる。美しくて、まことで、かなしいひびきだ」と語り、三島由紀夫は『円谷二尉の自刃』で、「傷つきやすい、雄雄しい、美しい厚生労働省は、若者の『使い捨て』が疑われる企業に対する取り組みを強化することを発表した

東京オリンピックから50年が過ぎた。

厚生労働省は、若者の「使い捨て」が疑われる企業に対する取り組みを強化することを発表した。メディアは、若者を使い捨てにする企業を「ブラック企業」と呼ぶ。バブル景気崩壊以降、企業の経営体制は「コスト削減」に比重を置き、労働者に劣悪な労働環境での勤務を強いて、身心に過重な負荷を掛け、精神障害等を発症させ、退職に追い込み、特に若い労働者を

が予想通りの強い走りで、大会二連覇を果たした。アベベの走り以上に、二位争いに日本人選手が絡み、大変な盛り上がりとなつた。前評判の高かつた君原健二は序盤で失速したが、注目度の低かつた円谷幸吉が、ゴールの国立競技場に二位で入ってきた。

東京オリンピックから八年後の1972年に、同志社女子大学在学中の女性フォーカデュオ「ピンクピクルス」が円谷を歌つた「一人の道」がヒットした。

東京オリンピックから50年が過ぎた。

なお、三島由紀夫は、円谷の自殺をノイローゼによる発作と憶測する世論を批判した。

潰している企業のことで  
ある。

全国の精神障害による  
労災補償の支給決定件数  
は、平成24年度475件  
で、初めて400件を超  
えた。うち自殺（未遂も  
含む）は93件で100件  
に迫っている。

自殺者の年齢別支給決  
定件数の比率は、19歳以  
下1%、20代22%、30代  
40%、40代33%、50代  
12%、50代12%

%、60歳以上8%である。  
(※少數第1位四捨五入)  
警察庁発表の平成24年  
における自殺者数の年齢  
別比率は、19歳以下2%、  
20代11%、30代14%、40  
代18%、50代18%、60歳  
以上38%である。  
(※少數第1位四捨五入)

労災補償では、低年齢  
層での比率の高さが目立  
っている。

人は、十代または二十  
代の頃に、生と死を見つ  
め、人生の意義、生きる  
価値を自問する。挫折を  
知り、死に憧れ、死を恐  
怖し、苦悩し、時には死  
を選択する。

人は一人では生きられ  
ないが、同じ道は二つと  
なく、誰もが一人の道を  
生きるのである。

苦悩の末、死を選択す  
る若者もいるが、多くは

生きる道を見つけ出す。

円谷の死の評価は、人

それぞれであり、ここで

評価するつもりはないが、

死ではなく、生きる道が  
あつたことは確かである。

人が働くのは、生きる  
ためであり、幸福になる  
ためである。企業には、

労働者の命を守る道義的、  
社会的責任がある。

若者の生きる道を閉ざ  
す権利は、企業にはない。

日本国憲法では、「す  
べて国民は、健康で文化

的な最低限度の生活を営  
む権利を有する」とし、

労働基準法では、「労働

条件は、労働者が人たる  
に値する生活を営むため

の必要を充たすべきもの  
でなければならない」と

している。

盛會に終了しました。

## 名古屋北労働基準監督署の後援を得て

# 「労災保険実務セミナー」開催

当協会は去る1月24日、  
名古屋北労働基準監督署

の後援を得て人事・労務・  
総務担当者など87名参加  
のもと、「労災保険実務  
セミナー」を名古屋栄ビ

ルディングで開催しまし  
た。当日は、当協会市之瀬  
理事・事務局長の挨拶の

大平労災第一課長

石田事業企画推進課長

川崎事業企画推進課チーフ



後、石田事業企画推進  
課長より「労災保険の  
給付内容と請求書作成  
等手続きの実務について」、川崎事業企画推  
進課チーフより「労働  
保険の各種制度の概要  
について」、また名古  
屋北労働基準監督署の  
大平労災第一課長より  
「腰痛、精神障害を含  
む労災認定業務上外の  
判断等について」説明  
が行われました。

セミナー終了後も受  
講生より多数の質問が  
あるなど、セミナーは  
盛會に終了しました。

セミナー会場の様子